



栃木県公報

令和5(2023)年
10月31日(火)
第451号

目次

告 示

○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録.....	819
○地籍調査の成果の認証.....	819
○県営土地改良事業計画変更の決定.....	820
○道路の供用開始.....	820

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集.....	820
-----------------------	-----

教育委員会

○公の施設に係る指定管理者の募集.....	833
-----------------------	-----

企業局

○公の施設に係る指定管理者の募集.....	835
-----------------------	-----

告 示

栃木県告示第398号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092600011	特定非営利活動法人マロニエハウス会	宇都宮市大曾二丁目7番15号	特定非営利活動法人マロニエハウス会	宇都宮市大曾二丁目7番15号	令和5(2023)年9月29日	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第399号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市細谷町の一部	宇都宮市細谷町の一部（細谷Ⅳ調査区）	令和5(2023)年10月5日
芳賀町	芳賀町大字下高根沢及び東水沼の一部	芳賀町大字下高根沢及び東水沼の一部（下高根沢東水沼2地区）	令和5(2023)年10月5日

(農村振興課)

栃木県告示第400号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営刈沼川地区土地改良（区画整理）事業	令和5(2023)年11月1日から同月30日まで	令和5(2023)年12月15日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年10月31日から同年11月29日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
185	一般県道 関谷上石上線	那須塩原市下田野字街道東418-4から 那須塩原市下田野字街道東470-7まで	令和5(2023)年10月31日

(道路保全課)

公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

- 栃木県総合文化センター
- (2) 所在地
栃木県宇都宮市本町1番8号
 - (3) 設置の目的
県民の文化の振興及び福祉の増進
 - (4) 規模等
鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上3階
敷地面積15,003.78㎡、延床面積20,719.50㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
開館時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県総合文化センターの施設の維持管理に関すること。
 - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
 - ③ 栃木県総合文化センターの運営に関すること。
 - ④ その他附帯する業務を行うこと。
 - 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
 - 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)
 - 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県総合文化センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
 - 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則電子メールで同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
 - 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県生活文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当
電話 028-623-2153 FAX 028-623-3426 E-mail bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp
 - 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c10/sobun-shiteikanri-bosyu-r05.html>)

II

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
栃木県グリーンスタジアム
 - (2) 所在地
栃木県宇都宮市清原工業団地32番
 - (3) 設置の目的
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
 - (4) 規模等
 - ① 敷地面積
93,820.00㎡
 - ② 施設の構造及び延床面積
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建 10,307.91㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① グリーンスタジアムの施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ グリーンスタジアムの運営に関すること。
- ④ 上記①から③までに附帯する業務に関すること。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設等指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木曜日)から同年12月28日(木曜日)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail : sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/koubogreen.html>)

Ⅲ

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県立日光霧降アイスアリーナ

(2) 所在地

栃木県日光市所野2854番地先

(3) 設置の目的

スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。

(4) 規模等

① 敷地面積

14,346.00㎡

② 施設の構造及び延床面積

鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階建 6,073.29㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 日光霧降アイスアリーナの施設の維持管理に関すること。
- ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
- ③ 日光霧降アイスアリーナの運営に関すること。

- ④ 上記①から③までに附帯する業務に関する事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県体育施設等指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年11月30日(木曜日)から同年12月28日(木曜日)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail : sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/kouboice.html>)

IV

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
- (1) 名称
栃木県ライフル射撃場
- (2) 所在地
栃木県宇都宮市新里町乙1067番地
- (3) 設置の目的
ライフル射撃競技の幅広い利用を促進し、併せて地域の獣害対策における猟銃による捕獲技術力向上に寄与する。
- (4) 規模等
- ① 敷地面積
118,337㎡
- ② 施設の構造及び延床面積
第一射場及び第二射場棟 鉄骨造地上1階建 1,994㎡
第三射場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地上1階建 436㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (1) 管理の基準
利用時間及び休場日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
- ① ライフル射撃場の施設の維持管理に関する事。
- ② 有料施設等の利用の許可に関する事。
- ③ ライフル射撃場の運営に関する事。
- ④ 上記①から③までに附帯する業務に関する事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県ライフル射撃場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木曜日)から同年12月28日(木曜日)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館7階

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設担当

電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail : sports-shisetsu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c09/shisetsu/sports/documents/kouborifle.html>)

V

1 公の施設の設置の目的、規模その他該当公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

とちぎ男女共同参画センター(南館)

(2) 所在地

栃木県宇都宮市野沢町4番地1

(3) 設置の目的

男女共同参画の推進を図り、もって豊かで活力ある社会の形成に資する。

(4) 規模等

鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部地下1階地上3階

敷地面積30,992.76㎡、延床面積7,021.71㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① とちぎ男女共同参画センター(南館)の施設の維持管理に関すること

② 有料施設等の利用許可に関すること

③ とちぎ男女共同参画センター(南館)の運営に関すること

④ その他上記業務に附帯する業務を行うこと

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ男女共同参画センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館7階
栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当
電話 028-623-3074 FAX 028-623-3150 E-mail danjo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに、栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/danjyosentasiteikanriboshuu2023-2.html>)

VI

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

- ① とちぎ健康づくりセンター
- ② とちぎ生きがいつくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいつくりセンター県北支所

(2) 所在地

- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいつくりセンター
栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
- ② とちぎ生きがいつくりセンター県南支所
栃木県栃木市神田町9番40号
- ③ とちぎ生きがいつくりセンター県北支所
栃木県矢板市矢板54番地

(3) 設置の目的

- ① とちぎ健康づくりセンター
生活習慣の改善による生活習慣病の予防その他県民の自主的な健康づくりの総合的支援
- ② とちぎ生きがいつくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいつくりセンター県北支所
高齢者の自主的かつ積極的な生きがいつくりの支援及び豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成

(4) 規模等

- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいつくりセンター
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下1階
敷地面積196,189.78㎡、延床面積22,976.07㎡
- ② とちぎ生きがいつくりセンター県南支所
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階（講堂兼体育館は平屋）
敷地面積4,699.77㎡、延床面積1,898.26㎡
- ③ とちぎ生きがいつくりセンター県北支所
鉄骨造2階
敷地面積5,300.31㎡、延床面積1,849.99㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいつくりセンター県北支所の施設の維持管理に関する事。
- ② とちぎ健康づくりセンターの有料施設等の利用の許可に関する事。
- ③ とちぎ生きがいつくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいつくりセンター県北支所の施設使用料の徴収等に関する事。
- ④ とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター、とちぎ生きがいつくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいつくりセンター県北支所の運営に関する事。
- ⑤ その他附帯する業務に関する事。

- ⑥ とちぎ健康の森の敷地の全体管理に関する事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基にとちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがいづくりセンター指定管理者選考委員会で行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁本館4階
栃木県保健福祉部保健福祉課地域保健担当
電話 028-623-3103 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/mori.html>)

VII

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
- (1) 名称
とちぎ福祉プラザ
- (2) 所在地
栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号
- (3) 設置の目的
障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動を支援し、もって県民がともに支え合う地域社会の形成に資する。
- (4) 規模等
- ① 本館
鉄筋コンクリート造4階建 一部地下1階
敷地面積17,354.69㎡、延床面積 本館9,392.63㎡ 附属棟 835.59㎡
- ② 障害者スポーツセンター
鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造
敷地面積23,585.73㎡、延床面積2,253.81㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (1) 管理の基準
利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
- (2) 業務の範囲
- ① とちぎ福祉プラザの施設の維持管理に関する事。
- ② 有料施設等の利用の許可に関する事。
- ③ とちぎ福祉プラザの運営に関する事。
- ④ その他附帯する業務に関する事。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基にとちぎ福祉プラザ指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(電子メールにより、同月28日午後5時15分担当部局あて必着とする。)
- 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館4階
栃木県保健福祉部保健福祉課地域福祉担当
電話 028-623-3047 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/plaza.html>)

Ⅷ

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
 - ① 栃木県立日光自然博物館
 - ② 栃木県奥日光地区駐車場
 - ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設
 - (2) 所在地
 - ① 栃木県立日光自然博物館 日光市中宮祠2480-1
 - ② 栃木県奥日光地区駐車場
 - ア 湖畔第一駐車場 日光市中宮祠2478-1
 - イ 湖畔第二駐車場 日光市中宮祠2478-1
 - ウ 華巖の滝第一駐車場 日光市中宮祠2480-10
 - エ 華巖の滝第二駐車場 日光市中宮祠2479
 - オ 立木第一駐車場 栃木県日光市中宮祠2482
 - カ 立木第二駐車場 栃木県日光市中宮祠2482
 - キ 歌ヶ浜第一駐車場 栃木県日光市中宮祠
 - ク 歌ヶ浜第二駐車場 栃木県日光市中宮祠字奥日光国有林内
 - ケ 歌ヶ浜おもいやり駐車場 栃木県日光市中宮祠字奥日光国有林内
 - コ 二荒山神社南駐車場 栃木県日光市中宮祠2484-1
 - サ 赤沼園地駐車場 栃木県日光市中宮祠字奥日光国有林内
 - ③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設
 - ア 英国大使館別荘記念公園 日光市中宮祠2482
 - イ イタリア大使館別荘記念公園 日光市中宮祠2482
 - ウ 中禅寺湖畔ボートハウス 日光市中宮祠2485-8
 - (3) 設置の目的
奥日光の自然や文化の魅力への理解促進を図り、地域活性化に貢献していくため。
 - (4) 規模等
 - ① 栃木県立日光自然博物館
建物構造 鉄筋コンクリート2階建て
延床面積 2,724.51㎡
 - ② 栃木県奥日光地区駐車場
 - ア 湖畔第一駐車場

建物構造 一部二層立体

延床面積 2,808.00㎡

敷地面積 9,742.31㎡

イ 湖畔第二駐車場

建物構造 平面

敷地面積 2,176.04㎡

ウ 華巖の滝第一駐車場

建物構造 平面

敷地面積 7,340.29㎡

エ 華巖の滝第二駐車場

建物構造 平面

敷地面積 4,905.54㎡

オ 立木第一駐車場

建物構造 平面

敷地面積 459.31㎡

カ 立木第二駐車場

建物構造 平面

敷地面積 2,581.04㎡

キ 歌ヶ浜第一駐車場

建物構造 平面

敷地面積 8,706.40㎡

ク 歌ヶ浜第二駐車場

建物構造 平面

敷地面積 2,468.00㎡

ケ 歌ヶ浜おもいやり駐車場

建物構造 平面

敷地面積 654.01㎡

コ 二荒山神社南駐車場

建物構造 平面

敷地面積 1,125.82㎡

サ 赤沼園地駐車場

建物構造 平面

敷地面積 8,180.00㎡

③ 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設

ア 英国大使館別荘記念公園

建物構造 木造2階建て

延床面積 466.98㎡

イ イタリア大使館別荘記念公園

建物構造 本邸 木造2階建て 副邸 木造1階建て

延床面積 本邸 379.48㎡ 副邸 83.81㎡

ウ 中禅寺湖畔ボートハウス

建物構造 木造2階建て

延床面積 497.73㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用期間及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の維持管理に関すること。
 - ② 栃木県立日光自然博物館及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の有料施設の利用の許可に関すること。
 - ③ 栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の運営に関すること。
 - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
その他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
 - 4 指定管理者として指定する期間に関する事項
令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)
 - 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項
提出された申請書を基に栃木県立日光自然博物館、栃木県奥日光地区駐車場及び栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
 - 6 指定申請の受付期間等
令和5(2023)年11月30日から同年12月28日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(原則、電子メールによる提出)
 - 7 担当部局
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階西側
栃木県環境森林部自然環境課自然公園担当
電話 028-623-3206
E-mail shizen-kankyoku@pref.tochigi.lg.jp
 - 8 その他
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/nikkohakubutukan.html>)

IX

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
 - (1) 名称
栃木県立宇都宮産業展示館
 - (2) 所在地
栃木県宇都宮市元今泉6丁目1番37号
 - (3) 設置の目的
産業の振興及び地域経済の発展
 - (4) 規模等
鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建
敷地面積28,453.75㎡、延床面積8,548.32㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
 - (1) 管理の基準
開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
 - (2) 業務の範囲
 - ① 栃木県立宇都宮産業展示館の施設の維持管理に関すること。
 - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
 - ③ 栃木県立宇都宮産業展示館の運営に関すること。
 - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立宇都宮産業展示館指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館6階

栃木県産業労働観光部観光交流課観光地づくり担当

電話 028-623-3210 FAX 028-623-3306 E-mail kanko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f05/kankouchidukuri/2023shiteikanri.html>)

X

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県なかがわ水遊園

(2) 所在地

栃木県大田原市佐良土2686番地

(3) 設置の目的

那珂川の豊かな水と緑に親しみ、水生生物とふれあう場を提供することにより、その沿川地域の自然と文化についての県民の理解を深めるとともに、都市と農村との交流の促進を図る。

(4) 規模等

敷地面積 249,812.07㎡

建物 19棟、総延床面積7,573.70㎡

展示生物 約360種類13,000点

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用時間及び休園日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県なかがわ水遊園の施設の維持管理に関する業務

② 栃木県なかがわ水遊園の運営に関する業務

③ 上記に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和16(2034)年3月31日までの10年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県なかがわ水遊園指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月27日(水)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで、及び同月28日(木)の午前8時30分から正午まで(原則として電子メールとし、12月28日(木)正午担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館11階
栃木県農政部農村振興課水産資源担当
電話 028-623-2351 E-mail noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
(https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/suisan/suiyuuen_shiteikanri.html)

XI

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

とちぎ花センター

(2) 所在地

栃木県栃木市岩舟町下津原1612

(3) 設置の目的

花の生産振興と花とのふれあいによる心豊かな人づくり

(4) 規模等

敷地面積 26,422.59㎡

建物 17棟、総延床面積 6,397.16㎡

展示植物 1,150種

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

開館日及び開館時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① とちぎ花センターの施設の維持管理に関する業務

② 多目的ホールの利用の許可業務

③ とちぎ花センターの運営に関する業務

④ 上記①から③までに附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基にとちぎ花センター指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館12階
栃木県農政部生産振興課果樹花き担当
電話 028-623-2329 FAX 028-623-2335 E-mail seisan-sinko@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g05/index.html>)

XII

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県土上平放牧場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1637

(3) 設置の目的

牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もって畜産の振興に資するため。

(4) 規模等

① 敷地

・全体面積 175.8ha

・草地面積 119.0ha (放牧可能頭数250頭)

② 建物及び工作物

・管理棟 1棟 総延床面積=166㎡ (浄化槽1式含む)

・避難舎 1棟 床面積=181㎡

・避難舎 1棟 〃 面積=219㎡

・避難舎 1棟 〃 面積=87㎡

・隔離舎 1棟 〃 面積=84㎡

・衛生施設 1カ所

・飲雑用水施設 1式

・隔障施設 1式

・その他 道路・ゲート等

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

利用期間及びその他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 牧場の施設の維持管理に関する業務

② 牧場の利用の許可に関する業務

③ 牧場の運営に関する業務

④ その他運営に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県牧場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(原則、電子メールにより、同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁本館13階

栃木県農政部畜産振興課環境飼料担当

電話 028-623-2350 FAX 028-623-2353 E-mail chikusan@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g06/kankyoku/2310dojou.html>)

(行政改革ICT推進課)

教育委員会

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

I

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県立とちぎ海浜自然の家（以下「海浜自然の家」という。）

(2) 所在地

茨城県鉾田市玉田336番地2

(3) 設置の目的

青少年の健全な育成と生涯学習の充実に資する。

(4) 規模等

敷地面積 185,605.29㎡

主な施設構成及び延床面積

(本館) 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階塔屋2階建、17,958.73㎡、1棟

(ロッジ) 木造丸太組2階建、87.54㎡、2棟

木造丸太組2階建、68.04㎡、8棟

(屋外調理場) 鉄筋コンクリート丸太組及び鉄筋コンクリート造平屋建、129.60㎡、1棟

木造平屋建、49.00㎡、1棟

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 海浜自然の家の施設の維持管理に関する業務

② 海浜自然の家の利用の許可に関する業務

③ 海浜自然の家の運営に関する業務

④ その他上記①～③に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、提出方法は原則電子メールで、最終日は午後3時00分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南別館5階
栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当
電話 028-623-3405 E-mail shisetsu-shogaigakushu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>

II

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県立なす高原自然の家(以下「なす高原自然の家」という。)

(2) 所在地

栃木県那須郡那須町湯本157

(3) 設置の目的

青少年の健全な育成と生涯学習の充実に資する。

(4) 規模等

敷地面積 27,798.96㎡

施設構成及び延床面積

(研修棟) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上2階建、2,912.77㎡

(体育館棟) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、569.62㎡

(宿泊棟) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、2,765.05㎡

(体験プラザ) プレストレストコンクリート造平屋建、566.77㎡

(浴室棟) 鉄筋コンクリート造平屋建、366.73㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① なす高原自然の家の施設の維持管理に関する業務

② なす高原自然の家の利用の許可に関する業務

③ なす高原自然の家の運営に関する業務

④ その他上記①～③に附帯する業務

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、提出方法は原則電子メールで、最終日は午後3時00分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁南別館5階
栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当
電話 028-623-3405 E-mail shisetsu-shogaigakushu@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>

(生涯学習課)

企 業 局

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和5(2023)年10月31日

栃木県知事 福田 富一

1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県民ゴルフ場

(2) 所在地

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原828番地

(3) 設置の目的

県民の健康づくり及び県民のスポーツへの参加の推進

(4) 規模等

ゴルフ場面積71.5ha、18ホール、パー72、6,609ヤード

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休業日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① 栃木県民ゴルフ場の施設の維持管理に関すること。
- ② 栃木県民ゴルフ場の利用の許可に関すること。
- ③ 栃木県民ゴルフ場の運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聞いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和5(2023)年11月30日(木)から同年12月28日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月28日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-0031 宇都宮市戸祭元町1-25 県庁舎北別館1階

栃木県企業局経営企画課企画調整担当

電話 028-623-3824 FAX 028-623-3826 E-mail kigyokeiei@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/j01/index.html>)

(経営企画課)
